

令和6年3月6日

見積依頼業者 様

契約担当者

兵庫県立多可高等学校長 藤井 俊

見 積 通 知 書

下記により見積り合わせを行いますから、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、見積りに関する必要な事項、別添仕様書及び現場等をご承知の上、見積りされたく通知します。		
記		
1 見積り合わせに付する事項	件名	兵庫県立多可高等学校 BYOD機器等調達購入
	納入場所	兵庫県立多可高等学校 多可郡多可町中区東山553
	納入期限	令和6年6月末日途（端末が揃い次第）
2 契約条項等を示す場所	場所	兵庫県立多可高等学校（事務室）多可郡多可町中区東山553
	期間	令和6年3月6日から 令和6年3月19日まで
3 見積書提出の場所、日時及び方法	場所	兵庫県立多可高等学校（事務室）多可郡多可町中区東山553
	日時	令和6年3月21日（木）午後3時 必着
	方法	持参又は郵送（メールでの提出後の原本郵送も可）
4 仕様説明	有	日時 令和 年 月 日 午前・後 時 分 場所
	無	別紙仕様書のとおり 疑問の点があれば、令和6年3月14日までに 下記連絡先へメールにて照会してください。
5 無効とする見積り	見積りに参加する者に必要な条件、見積りに関する条件及び見積りに際しての注意事項に違反した見積り	
6 見積りに関する条件	裏面記載のとおり	
7 その他	見積書は、別添様式で提出してください。 【連絡先】 兵庫県立多可高等学校 事務室 住谷 電話 : 0795-32-3214 メール : Taka_hs@pref.hyogo.lg.jp	

【見積りに参加する者に必要な資格】

- 1 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登載されている者であること。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- 3 県の指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

【見積りに関する条件】

- 1 見積りが同一事項の見積りについて2人以上参加していること。
- 2 見積書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- 3 同一事項の見積りにおいて、他の見積者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の見積者の代理をした者の見積りでないこと。
- 4 連合その他の不正行為によってされたと認められる見積りでないこと。
- 5 見積書に見積金額、見積者の氏名及び押印があり、見積り内容が分明であること。
- 6 見積金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので見積りは、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 7 見積書に記載された金額が訂正されていないこと。

【見積りに際しての注意事項】

- 1 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- 2 不正、その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、見積り合わせを取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じた 疑問の点があれば、令和4年11月28日までに
- 3 見積金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
- 4 見積書は、見積り合わせに付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には見積書と表記し、あて名及び名称を併せて、見積りが法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- 5 見積書を提出した後においては、見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- 6 見積りを希望しない場合には、見積り辞退届を提出して見積り合わせに参加しないことができる。

【落札者の決定方法】

- 1 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって見積りした者を落札者とする。
ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて、著しく不当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- 2 落札となるべき同価の見積りをした者が2人以上ある場合は、直ちに当該見積りがくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、落札者となるべき同価の見積りをした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該見積事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。